

尾張旭市監査公表第7号

令和6年1月30日付け尾張旭市監査公表第2号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年2月13日付け5人第189号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月1日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

企画部人事課

| 監査の指摘事項 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>(1) 産業医業務契約において、予定価格の設定及び見積書の徴収が省略されている。尾張旭市契約規則第26条ただし書きに規定する予定価格決定の省略については、その運用について、平成2年5月16日付け総務部長通達「随意契約における予定価格決定の省略について」により、契約金額が30万円以下とされている。また、尾張旭市契約規則第25条の2ただし書きで、見積書の徴収を省略することが可能とされているが、事前の協議等により契約金額の決定が行われている場合には、見積書に代わるものとして、当該金額で合意に至っていることが確認できる書類（事前協議書や打合せ記録の写し等）を添付する必要がある。</p> <p>(2) 産業医業務、人間ドック及び脳併用ドック委託及び職員採用試験基礎能力検査採点等業務において、随意契約の内容の公表が行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしている。</p> | <p>(1) 見積書の徴収又は当該金額で合意に至っていることが確認できる書類を添付し、予定価格を作成するよう改善します。</p> <p>(2) 随意契約の内容の公表を行いました。今後においても、適切な随意契約事務を行います。</p> |